



復刊第72号  
題字 吉岡弥生

# 秋 三 題

副会長 川那部喜美子



今回は私の番だと広報部からのお申し付けでございます。

昨日まで、こちら京都では、34度、32度と日々気温は高く、いつまで続く残暑かとおもっておりましたが、今朝から突如として秋気に包まれた感じで、空の色、雲の容、山肌の色など全く変って見えます。爽やかな秋になりました。

会員の皆様、ご機嫌よろしくこの秋をお迎えになりましたでしょうか。お伺い申し上げます。

さて、次の三つの見出しで、少し所感を述べて責を塞ぐことにさせていただきます。

## 台風

毎年、初秋の行事の如く、いく度となく日本列島を吹き荒れて過ぎる

台風。この自然現象を如何となすことは不可能であつても、その通過地となつた処は全く無惨な被害を受け、住民にはまことにお気の毒なことでございます。家屋家財の災害だけについてみましても、その復旧には当事者は申す迄もなく、地元府県市町村や国の出費もけつして少くはございません。何とか根本的な対策をたてることは出来ないものでしょうか。

台風銀座などと迷惑至極なコースに当る地方からでも計画し実施出来ないものでしょうか。ヨーロッパの堅固な家造りについて見聞するにつけても今更ながらわが国の貧しさを思い知らされることではございませんか。

## 敬老の日

九月十五日は敬老の日として人々の心の中に定着しました様でございます。この日が近づくと老人問題が話題に上り、敬老慰安の行事が展開され、お年寄りの笑顔が日刊紙やテレビに見られます。これらに対して花火線香的で無意味とか何とか批判の声も聞かれる様ですが、一日でも一回でも、無いよりはある方が遙かによいのではないのでしょうか。何かと疎外感を持ち易い老人に連帯感を感じさせ、喜ばせることは、少からず元気づけることになりましょう。私ごとで恐縮でございますが、自分の年もすっかり忘れていた様な毎日を送っておりました私でも、市長名で、思いがけず、敬老の日のプレゼントを郵便物の中に見出した時、は

つとして、老人扱いを受ける年になつたことの認識を新たに、少々がっかりしたのでございましたが、丁寧に包装された美しい塗り箸と挨拶状の背後にある多数の方々のお心遣いを思つて胸の中が温かくぽつと明るくなったのでございました。

今朝のテレビは大阪市中の大運動場で、七十年代のグループをはじめ年代別に群をなして、それぞれマイペースでマラソンをやっておられるところを放映しました。夫妻カップル同志、孫も一緒のグループ、七十才の村社氏等の輝いた表情に接してこちらも晴ればれたりました。

また九十五才でまた時々診療にも従事していらつしやる男性開業医の紹介場面もあり、音声お話し振り、姿勢等、自然で穏やかな中につかりと芯が通る、到底その年令の方とは見えなぬのは、優れた資質と健康が生気溢れる中核をなしているのではありません。画面を拝見しつつ深い敬意を表したのでございます。

## 環境クリーンの件

都市の河川クリーンの問題は、最近少しづつ生きかえて来ていると報じられております。京都の鴨川、高瀬川にも魚類が戻つて来た、種類が増加していると言うことですが湖や海では赤潮が発生しているのは汚れの増した証拠といわれております。NHK取材のグラントドキャニオンの画面中のコロラド河下りの携帯品資材積込みの場で、排泄物を持ち帰

る容器、キャンプ地で空きかんを叩き潰して全部持ち帰る等の説明があり、環境保持のためにこの様な事柄を實行することが文明人というのであると痛感いたしました。ライオンズクラブ設置のゴミ箱や編み籠があつても、飲食物の屑の後始末もせずに放置したり、煙草の喫い殻をその辺に捨て歩いて平氣の大人やたらと排尿する男子、軽犯罪で禁止ということですが、通路、地下道などの臭気汚染が証拠です。これでは文明人というのは無理ではないでしょうか。大人が手本にならないでは子供は躰られません。

環境クリーンは先づ身辺から。クリーンを愛する心掛けはやがて種々の意味でもクリーンを好むことに通じるのではございませんでしょうか。

私達女医は日々その職域において人々の健康保持、体位向上、疾病予防、疾病の診断治療、医学の基礎的研究、医学教育、医療行政等の各分野で活動し、又公共的な活動にも参加して人々に貢献しているのが実体でありませんが、更に視点を動かして角度を少し変えた方向へも視野を拡大し、各自の専門職としてのキャリアを活かして世の中の役に立つことをも心がけ、それを大きく纏つたものに発展させることが出来ますれば、日本女医会の声価を高めることにもつながるのではございませんでしょうか。

終りに皆様のご健勝をお祈りいたし、ペンを擱くことにいたします。

社団法人 日本女医会 臨時総会議事録

日時 昭和五十二年二月二十七日  
(日) 午後一時より  
場所 東京女子医科大学本部講堂  
(東京都新宿区市谷河田町一〇)

通知状発送数 三、九〇二名  
記名委任状 八七七名  
白紙委任状 五三九名  
出席者 六六名

開催可能につき開会。定数(日本女医会定款第二七条により)以上が定数、きは八〇一につき、今回の合計一、四八二に達する。

司 会 松岡 宏子  
開会の辞 川那部喜美子  
会長挨拶 三神美和  
議事録署名人選出 井上幸子  
議長団選出 中村西子  
岸直枝  
小野春生  
宮地民子

第二十二回社団法人 日本女医会

日時 昭和五十二年五月二十一日(日)  
場所 京都公会館(京都市左京区岡崎最勝寺町一三)

会 員 数 四、〇三〇名  
出席会員数 一九七名  
記名委任状 九一六名  
白紙委任状 四八二名  
合計 一五九五名  
定款第二七条により、本日の総会

議 題

一、国際女医会第十五回国際会議剰余金の移管並びに処分方法について

a、剰余金は日本女医会に移管と決定

b、処分案に種々の意見があつたが何れも賛否にまで到らず。

日本女医会事務所を現在より交通至便の場所に移転したい希望者多く、賛成多数をしめその為の委員会をつくり進捗させることに決定。

閉会の辞 山崎倫子

議事録が正確である事を証する  
昭和五十二年二月二十七日

議長 岸 直枝  
議事録署名人 井上幸子  
中村西子

定時総会議事録

は成立する旨を司会者大西保乃宣言する。

総会次第  
一、開会の辞  
二、会長あいさつ  
三、物故者への黙禱  
四、議事録署名人選出  
五、会務報告  
六、国際連絡書記報告

七、議長選出  
八、議題

(一)昭和五十一年度収支決算

(二)財産目録

(三)年金損益計算

(四)剰余金処分案、会計監査報告

(五)昭和五十二年度事業計画案

(六)昭和五十二年度 予算案

(七)次期総会開催地について

(八)国際女医会第十五回国際会議

よりの移管金について

日本女医会定款アンケート経過報告

閉会の辞

吉岡弥生賞授賞式

一、開会の辞 川那部喜美子

二、会長あいさつ

総会における意見交換および討論は活発かつ堂々をのぞむ。国際女医会第十五回国際会議は会員諸氏のおかげをもって、財政的にも、その他すべてにおいて成功裡に終了した事を一同に謝す。本会は単なる親睦団体であつてはならないので、本会に學術部をもうける。

国際女医会の剰余金は臨時総会において日本女医会に移管を決定し、その使途についての種々の意見の中の一つ本会事務所の移転についてはすでに委員会を發足し、会合をいたしている。吉岡弥生賞受賞者は近藤みね、肥塚典子、関敦子、浜田雅の四氏に決定。

定款改正の声に応え、全会員にアンケート調査を施行。今後もお、日本女医会々員相互のために、また社会のために役立つ会として發展するよう、会員のご協力をのぞむ。

三、物故者への黙禱

四、議事録署名人選出

五、会務報告 竹内静香

六、国際連絡書記報告 佐野アヤ子

七、議長選出 以上三名

八、議題

議事録署名人選出 以上三名

ト部美津子、滝本百合子、平岡

要 以上三名

別紙のとおり

十五回国際会議に対し、外国会員より会の立派を賞賛する手紙多数あり。

一九七八年の第十六回国際会議はベルリンにて行われる。

テーマは「マスメディアと医療」についてである。

第十七回は一九八〇年にイランで行われる。

七、議長選出 以上三名

小出つる子、岸直枝、戸田静子

八、議題

議事録署名人選出 以上三名

説明別紙とあり。

会費未納に対する処理方法。

新卒に対し本会入会の勧誘について。

国際女医会の収支を本会計に入れるべきとの考えの会員、特別会計にて然りという意見、ボラ

ンティアによって出した剰余金は感心しない等々極めて活発、熱心な自由討論の末(一)から(四)号議案通過。

会計監査報告 白浜光子

昭和五十一年度一般収支決算書および財産目録、年金、会計等について昭和五十二年四月十六日、添田、森、白浜の三監事が嚴重監査の結果適法かつ正確であると認められたの監査報告あり。

(七)号議案

次期総会開催地について

三神美和

別紙とあり。

子算金額が昨年とほぼ同額(二二、七三九、五〇八円)の案に物価の変動により不足を来たすのではないかとの質問に、これで發足してみるとの説明あり。

了承、決定

三神美和

東京にて行う案に賛成  
(ハ)号議案

国際女医学会第十五回国際会議よりの移管金について 三神美和さまに行われた臨時総会において、種々の意見討論があり、その結果、日本女医学会に移管を決定し、日本女医学会はこれを受領することに決定した。さらに使途については、交通至便の事務所を必要とするとして、事務所移転の問題を、その他にも数々あつた意向に先んじて取り上げ、委員会を発足させた向を説明、なお三神会長は第十五回国際会議の事務総長山崎倫子氏に剰余金およびその後の経過について詳細の説明を依頼。  
山崎倫子・国際女医学会の会計については、本会計に入れず未だ特別会計として扱う。会議の運営に関するすべての労作は会員なからず役員(各区分に対する分担者)各自の全くのボランティアによる事が殆んどであった。理由としては、経費の不足が会の終了後負債として残るを懸念しての発想であつたが関係各位、会員諸氏の絶大のご協力のおかげで幸にも剰余金を出したのであると説明、なお会計に関して公認会計士の監査をうけている旨をもつけ加えた。(要約)  
日本女医学会定款アンケート経過  
報告 松岡宏子

三九〇四通發送のアンケートに四〇八通返信一〇、四五% 未解答三四九六通八九、五% 四〇八通中 二〇〇通 改正不要 二二七通 定款および細則とも改正 二四通 細則のみ改正 三九通 白紙 一八通

以上のおとり定款および細則の何れにしても改正希望は一九〇通四、八九%となります。委員が発足の要望あり、しかしアンケートの結果から改正希望者少数につき、この件をどう扱うかを理事會に一任の形とする。  
閉會の辞 山崎倫子  
吉岡弥生賞授賞式  
社会に貢献された二人  
近藤みね・児童福祉事業

### 「医療事故」について

日常の医療の基本として、「医学」という学問に、皆保険制度になつてから「医療経済」という経済要素が加わつてきて、さらにこの数年前から医師の法的責任ということで「法律の問題」が加わつてきて、学問と経済と法律とが三つの柱になつて今の我が国の医療が支えられていると考

肥塚典子：母と子を守る会指 導者

学術に貢献された二人  
関 敦子：消化管ホルモン

とにガストリン分泌についての業績

浜田 雅：抗生物質の研究

以上四氏に、その功績を賛えて会長より吉岡弥生賞を贈呈する。参会々員一同業績に称賛の拍手をおくる。

本總會に先立ち、講演をきく。「医療事故について」講師 松浦鉄也氏(日本医師会副会長)

議事録が正確である事を証する。昭和五十二年五月二十二日

議長 小出つる子  
議事録署名人 山崎倫子  
ト部美津子  
滝本百合子  
平岡 要

日本医師会副会長 松浦鉄也

えます。ご承知のように、公害論争、或は被害者救済思想、その他色々の要素から、現在アメリカが最も医事紛争の激しい国であり、わが国がそれに次いでいます。

総論的なことを先ずお話し、後半で具体的な話をします。何故そんなにもつれるか、私は常々次のように

主張しています。即ち医事紛争というものを処理する為には第一に「医学の教育」、これは日常最高レベルの学問の教育が行なわれている。第二に日常の医療にどれだけの費用をかければ正しい医療が行えるかという「診療報酬の問題」、第三に法的責任について審判機構が行う「医療水準の法的判断の問題」、第四には「医療行政」の問題、これらの四つのもので一元化されていないところに混乱の根源がある。現在は、国民の負担が大きすぎるからお金は出せない。法律家はそんなことに無関係に、法律の立場から行くといふ水準以下で医師の過失である、という。教育の立場、行政の立場、夫々水準が異なる、我々臨床医としては、どこへ一体標準をおいたらよいかわからない。この大きなアンバランスにまず問題があるといふことをよく認識して頂きたい。

基本原則として私共の考え方は、医療上の事故が発生した場合には、それが若し医師の過失であるならば、即ち医療過誤であるならば当然賠償の法的責任を負わなければなりません。これをかくそうとか逃げようとかいう姿勢をとるべきでないことは勿論です。逆にたとえ患者が不幸な結果に陥ることがあつても、それが予測し得ない不可抗力のものである、という信念があるならばこれは絶対に賠償を払うべきものではない。気の毒な不幸な結果になつた人に対する

保障は別の形で行なわれるべきであつて医師がこれを負担すべきものではない。以上は基本原則であるが、最近では医師の注意義務の水準を高すぎる位置において、「この線までやらねば正しい医療とは認められぬ」という論法を用いて、「この医療行為は水準以下であるから過失だ」といふことになる。このような理論に基づく裁判が非常に横行しつつあつて、医療経済と法的責任の夫々のレベルに、違いがあるところに大きな問題がある。

また、「医師自身が自分が過失がないといふことを立証しない限り医師の過失である」という理論で処理されることが多い。これは東大の前総長加藤一郎氏、賠償学の権威である同氏がそのようなことを盛んに強調された。医師が、自分が過失がないといふことを明瞭に示されればとにかく、それが無い限り医師が賠償すべきですよ、と気軽に言われる。実は加藤教授は日医賠償責任保険の審査会のメンバーであつて、発足以来七〇〇例の討論をやつていふうちに、なるほど医療といふのはむずかしいものだと言われるようになってきました。世の中にその理論は強くまかり通つております。今後ともそのように医師に対する法的責任の追究が度をすぎると、医師を正しい医療から追い出して逃避医療に導き、現在デیفエンディングメデイシンとよばれている保身医療に追い込むこ

とになるわけですが、救急医療のたらい廻し、お産はやめたという産科医の続出、このようなのは皆一種の逃避医療である。人間である医師としてやはり生活の知恵がある、それだけ誤った過失追究が行われるならば私たちも逃げざるを得ない。そしてその保身医療により被害を受けるのは誰か、それは患者であり国民である。最近その認識がいくらかわかりつつあり、マスクミの方にも記事として現われるようになりました。

もう一つの問題は、裁判に訴える前に医師を法すれずれでおどすという非常になげかわしい傾向があります。これは法的な問題以前の現象ですが、これも保身医療の大きな原因となっています。

私は先程も申すように現在の法的審判機構のあり方にどうしても疑問があります。現在の審判機構に医療の専門性をもう少しとり入れた新しい制度が考えられるべきだと思います。海難審判庁法によると、船が沈んだ時は専門家が裁判をし、刑罰を科す仕組みになっています。同じような意味で医師が専門家として法律家と一緒にその判定に当たつたらよいではないかという考え方がありますが、なかなか法律家の賛同を得られないでいます。

次に賠償責任の問題です。医師賠償責任保険がアメリカで破綻に瀕して多くの保険会社を取り扱いをやめてしまった、保険料はどんどん上げ

なくてはならぬ、上げていくと医者からいやな顔をされて、もう払わないぞとおどかさされる、そして結局は保険会社の損になる。火災保険や自動車の賠償保険の方は黒字で、損害保険会社は景気の良い大企業になっている、ところが、医療部門だけは日本でも大赤字、アメリカではそれに輪をかけて大赤字である。ところが現在、医師が保険契約無しに事故をおこせば孫子の代までかかっても払えないことになる。アメリカの場合裁判で命じられたその額は最高三億円を超えている。いくらアメリカが自由診療の国であり景気がよくて三億円の金をほしいと出せる医者はいない。そこで「保険を契約するか、然らずんば「医療をやめる」か、この二つしかなくなっています。

だから日本の場合でも今先生方の中で日常の臨床に関与されながら保険を契約していない方があれば、是非とも契約なさるべきであります。

**日医の賠償責任保険**

ここでお間違いないならないように、日医の保険の問題をお話ししましょう。医師賠償責任保険は絶対必要である、という前提で話を聞いて頂き度いと思えます。日医が四年前から日医のA会員全員を被保険者として医師賠償責任保険の契約を結んで、日医自体が一年の予算の中から保険料を会社に払っていることは御承知の通りです。会員が自分で知らなくとも全員被保険者になっています。

この春から日医の会費の中の年額一万五千元を保険料にあてています。その掛金で一億円までの賠償金の保証をします。但し百万円までは免責で、自分で負担して頂きます。

ここで一つ御注意頂きたいのは、女医の先生方は御主人と一緒に、令息と一緒に、私が院長だから息子はよいだろうという考えではないけません。日医はA会員だけが被保険者で、B・C会員は被保険者ではありません。日医に入っていないければ問題外です。仮に御主人がA、奥さんがB会員とします。奥さんが注射をやった事故で、「あの女医がにくらしいんだ!!」となった場合にはその女医の名前宛てで賠償請求の裁判が提起されます。その場合、御主人がA会員であっても保険は役に立たない。ところが同じA診療所でのB女医にかかっておこった事故だが、経営者であるA院長を訴える、といわれればA会員ですから保険が働きます。請求のあて先一つで変わるのをおかしいように思いますが、そういうことになっています。従って診療に従事する医師は夫々A会員であることが必要です。

それから、医療法人等法人の場合には、「法人」そのものが金を支払うわけです。たとえば東京都立病院で事故がおこった、賠償請求は東京都知事殿となる。この場合医師個人でもなく、知事が自分のポケットマネーを払うのでもなく、東京都

いう一つの法人の財産から支払う。医療法人ならその法人の財産から払う。日医の保険は、A会員個人が自分のポケットから金を出す時に働くもので、法人が負担するものは持ちません。この法人の場合は更に難しい約束ごとがありますから、日医ニュース51年7月20日号をよく読んで下さい。

ところでアメリカではほとんど掛金が上がって医師の年間所得と同じ額にまでなったと言われています。保険会社は、患者からわいわいわいわい裁判費用以下ならば、医師の意向に関係なく払ってしまおう方がつとり早いから払うのだという。そのように安易に払ったことが保険の混乱に大いに原因していることは明らかであります。

結局、アメリカの二の舞にならないためにはどうするかという、保険だろうと、直接であろうと、とにかく「過失ある所に責任あり、過失なきところに責任なし」という原則を守ることです。これが、今後の我国の医師賠償責任保険、ひいては我国の医事紛争というものの処理に根本的に影響するところである。ところがこの理念が、都市区医師会のレベルに行くと「なんで患者がさわいでいるのに保険で出さないのだ」と言われる。私は、どんなに憎まれようがやはりこの基本原則は守って行くべきだと考える。勿論ケースバイケースで事情がある時もあるのですが、そうかたくなことは言わない。

もしこの基本原則をまげて、「こんなにさわがれてあの医師が困っているのだから」といって金を出したら、患者の方は弁護士を皆知っているから、一日だけさわいでも駄目だった三日さわいだら金が出たぞとなつて、これからは大いにさわげということになる。さわがれても出さなければ諦めるケースが多い。万一裁判になつて敗訴したら勿論弁護士費用共保険で出します。要するに、どんなにさわがれても筋を通すということ。今日の私共の基本的姿勢であります。

ここで私共医師の団体の具体的な姿勢を箇条書的に言うと、医療のプロフェッション団体である医師会はずらの力で医療責任の処理体制を確立すべきである、それからその法的処理、特に訴訟にそのことを浸透するような努力をしなければならぬ。患者救援グループ、被害者救済団体、このような団体の主張の中で医学上誤った主張に対しては我々は強い態度で対処しなければならぬ。そしてその代りに医師の方は、当然必要な医療水準までは努力して向上すべきであろう。その水準以下の診療をやっている人は診療内容の向上に努力して貰いたい。我国における臨床医、或は診療所のあるべきレベルというものを逐次日医が示す予定であるが、その線まではどうしても上って頂きたい。この線まで守っていた上でなおかつ不可避な事故が発生した場合に前に述べた方針で処理するという事です。

もしこの基本原則をまげて、「こんなにさわがれてあの医師が困っているのだから」といって金を出したら、患者の方は弁護士を皆知っているから、一日だけさわいでも駄目だった三日さわいだら金が出たぞとなつて、これからは大いにさわげということになる。さわがれても出さなければ諦めるケースが多い。万一裁判になつて敗訴したら勿論弁護士費用共保険で出します。要するに、どんなにさわがれても筋を通すということ。今日の私共の基本的姿勢であります。

ここで私共医師の団体の具体的な姿勢を箇条書的に言うと、医療のプロフェッション団体である医師会はずらの力で医療責任の処理体制を確立すべきである、それからその法的処理、特に訴訟にそのことを浸透するような努力をしなければならぬ。患者救援グループ、被害者救済団体、このような団体の主張の中で医学上誤った主張に対しては我々は強い態度で対処しなければならぬ。そしてその代りに医師の方は、当然必要な医療水準までは努力して向上すべきであろう。その水準以下の診療をやっている人は診療内容の向上に努力して貰いたい。我国における臨床医、或は診療所のあるべきレベルというものを逐次日医が示す予定であるが、その線まではどうしても上って頂きたい。この線まで守っていた上でなおかつ不可避な事故が発生した場合に前に述べた方針で処理するという事です。

もしこの基本原則をまげて、「こんなにさわがれてあの医師が困っているのだから」といって金を出したら、患者の方は弁護士を皆知っているから、一日だけさわいでも駄目だった三日さわいだら金が出たぞとなつて、これからは大いにさわげということになる。さわがれても出さなければ諦めるケースが多い。万一裁判になつて敗訴したら勿論弁護士費用共保険で出します。要するに、どんなにさわがれても筋を通すということ。今日の私共の基本的姿勢であります。

各論諸項目の解説

これからスライドで、いくつかの項目の具体的説明をします。最近患者側の圧迫として、新聞報道や精神的圧迫、更にはいやがらせのピラマキ、そのようなものに対しては一定の限度が過ぎたら医師会の役員と相談して警察沙汰にして下さい。警察も簡単には刑事事件にしません。黙っていればいいことにして俺は何やっても決して警察に訴えられないとんでもないことをします。

自動車賠償自賠法の限度額がどんどん上って行くので、それを一つの物差しとして賠償金も上ってきます。また、時効の「3年」というのは、「その過失の事実を知ってから三年間」が時効です。しかし事実を知らなかったら二十年たないと時効になりません。

もう一つ問題なのは「和解」です。民事の裁判において、正式な裁判をやりながら裁判官はある時点で「ここで一つどうですか、一千万円請求が出ていますか五百万に値を下げて先払いしませんか、患者の方には私が入って「それで我慢しないか」といいますよ」といわれる和解仲裁をすすめる、すると医者もくたびれてしまつて、もういいや、今までゼ口でがんばろうと思つたが五百万に下つたから自分が無過失なのにかかわらず出してしまう。相手はゼロの苦が五百万入って大喜び、こういうのが非常に多くなつてきている。だから裁判長が権威をもって和解を勧告したからといって無過失事故にこれを承知するのは大きな間違いである。

先程の無過失の立証ですが、どうやって自分に過失のないことを立証するかを考えてみます。万一身内の職員からうらまれている証言を拒まれたりしないように。もう一つは、記録を正確につけておくことです。此の頃は患者は弁護士に相談すれば即効カルテを押しよという事で裁判所に行つて手続きをとつてカルテを証拠保全する。その時に書くべきことを何も書いてないともうそれで、実施したこともやつていなかつたことになる。あとで、注射してどうした、といつてもカルテに記録がなければあなたは嘘を言つているということになる。「看護婦が一時の様子をみに行つた」と説明してもカルテにそのことが記載してないので判決では、その釈明は真憑性がないと判断される。看護婦のしゃべつた内容を記入することはなかなか無理なことですが、自分がやつたこと、説明、指導したことを書いておかぬと大変なことになります。

四年前に次のように正式発表している。アメリカの医師の五〇〜七〇%が何等かの形で保身医療をやつていて、その一つは、必要な検査も治療もわざと行わないで、いやもううかんべんしてくれと門戸をとぎす。二番目の形は、あとで何を言われてもいいように、患者が頭痛といえはああそうかと脳波からはじまり心電図等あらゆる検査をしてしまふ、何の検査が足りなかつたと言われぬようにですが、幸か不幸か自由診療であるからアメリカではそれが出来る。第三に、経過の悪いのは全部報告しない、即ち治療にしろ手術にしろ一切結果が悪かつたという報告をするとそれをすぐ新聞がかぎつて患者と一体となつて、さああの医者を攻撃しろ、あの医者が学会であんなのケースをこつやつて発表したぞという。したがって、アメリカの雑誌には一切悪かつたということを発表しないといふ。

特にアメリカでは最近、保険料のアップでストがおこり診療拒否がおこり、最近きた情報によつてもいよいよ保険会社はやめてしまふ。現在アメリカは州毎に保険会社が認可されるわけだから、又保険会社のある州に引越して行つて開業する人、医業をやめてしまふ人、船医のような形になつて逃げて行く人、大変な時そういうことがおこっている。

一体どれ位事故がおこっているかというところアメリカでは一年に十人の医師に一件おこつているとよくいわれているが日医では一年に千人当り十二件、大体百人に一人おこつていると計算したらよいと思う。アメリカの話は先刻しましたが、日本の厚生省に当る保健省が今から

を一応順を追つて説明します。民事と刑事に分れます。先ず民事は患者側が何か要求した場合、その場合一番簡単なのは当事者の間で話合うこと、医師会が関与して示談、最後に裁判になり、裁判の中で先刻の和解が行れる。それを拒否すると最後に判決が出る、という順序になります。このように一旦医療事故を起すと、無過失でも簡単には済まないの、保身医療をすすめるわけではありませんが、事故がおこらぬようにすることがまず第一だと思ひます。この位大丈夫だろうと思つたことが、昔ならそれで済んだが今は千分の一の確率であつてもおこつた以上はその患者は黙つていない。そして賠償金の負担は、自分が払えなければ子供、孫と、遺産と同じように借金の方も相続する。私は年だからよい、などと夢にも考えないで下さい。

刑事事件については、警察が、どぎつい言葉でいうなら業務上過失致死、或は過失傷害といえるケースとみたらこの問題がおこります。民事責任が刑事に必ずしもつながらるわけではありません。しかも刑事の方は先ず十分な調べをやって起訴か不起訴をきめます。裁判で有罪になるといふ自信を檢察側が持たない限り起訴はしない、したがつていくら調べられなくてもよい、起訴させられなければよい。現在かなりの数が調べられていますがほとんどは不起訴になつています。此の間北海道で薬を間違えた。看護婦が言葉を一寸省略して「あの薬」

といつたために、薬屋が別のものをいつもの薬と思ひもつて来て患者にのませて死んだ。こつはつきりしているところでも業務上過失致死で起訴される。

診療科別で申すなら、産婦人科が34%で、次は整形外科と外科と併せて、残りが、この割合は当分変わりません。

治療行為別でいえば、分娩を含む手術で40%、注射事故が20%です。内科小児科は、やはり注射の問題が一番多いと思ひます。

判決結果をまとめてみると、民事裁判では、一番近い10年間では無責、即ち医師が勝つたものが56に對し負け70、やはり負けの方が込んでいます。以前は勝が込んでいました。最近負けが六割に増えてきています。逆の言い方をすればまだ四割は勝つているとも言えます。

刑事の方は先程申したように、裁判されるのは有罪を前提にして檢察が起訴したわけですから当然多くなり、%で言えば70%は有罪ということとす。

話の順序がもどりますが、民事訴訟には二通りがあります。貴方に過失ありとして「不法行為」で訴えるのは時効三年で、患者側が医師の過失を立証しなくてはなりません。最近「債務不履行」とする訴えが増えています。これは時効が十年で、医師側が自らの無過失を立証しなくてはなりません。先程も申したように、

民事事件と刑事事件

次に事故がおこつたらどうなるか、

をいふために、薬屋が別のものをいつもの薬と思ひもつて来て患者にのませて死んだ。こつはつきりしているところでも業務上過失致死で起訴される。

診療科別で申すなら、産婦人科が34%で、次は整形外科と外科と併せて、残りが、この割合は当分変わりません。

治療行為別でいえば、分娩を含む手術で40%、注射事故が20%です。内科小児科は、やはり注射の問題が一番多いと思ひます。

判決結果をまとめてみると、民事裁判では、一番近い10年間では無責、即ち医師が勝つたものが56に對し負け70、やはり負けの方が込んでいます。以前は勝が込んでいました。最近負けが六割に増えてきています。逆の言い方をすればまだ四割は勝つているとも言えます。

話の順序がもどりますが、民事訴訟には二通りがあります。貴方に過失ありとして「不法行為」で訴えるのは時効三年で、患者側が医師の過失を立証しなくてはなりません。最近「債務不履行」とする訴えが増えています。これは時効が十年で、医師側が自らの無過失を立証しなくてはなりません。先程も申したように、

患者側が気がついてから三年ですが気がつかない限りにおいて二十年すぎたら何が何でも時効になります。カルテの保存は、紛争になるかも知れないカルテをぬいておいて、二十年保存すればよいと思います。法的には「5年間」は持っていないければならないことになっています。五年以内に事故がおこり、カルテを焼き捨てたといえ、それは証拠隠滅と思われる。五年すぎれば法的責任はないが二十年間持っている方が尚安全というわけです。

各種の公式見解、統一見解を知らないことは非常に悲しいことです。日医雑誌と日医ニュースの見出しだけは少くとも目を通して、関連項目はよんで下さい。例えば大腿四頭筋問題がおこってきたら、注射はどの部位が適当か、という日医の公式見解をまとめてそれを掲載します。血液型判定についてはこれだけのことをやって下さいと規準を示しました。それに沿った治療を行えば現時点における正しい医療水準を全うしているのだとなれば、事故がおこっても責任がありません。厚生省の薬剤の情報も日医雑誌の巻末のグルーのページ等に出ています。このような発表を見逃さないで、いわゆる公的見解として出された医療水準を守ってその上で記録をきちんと記して下さい。

薬剤療法では、能書の問題があります。日常使っている注射薬や内服薬の能書について、製薬会社が刻々

内容を変えています。そしてそれをプロパーが行って説明すると申しているが徹底は難しい。いつも使っている薬でも新しい箱毎に能書を開いてみて、何か変わったことはないかと注意して下さい。

注射薬の事故はピリン剤が非常に多い。再評価で一般にピリン剤は、市販されなくなったが、医師が責任をもって問診を行い、アレルギーがないことを確認してから使えるのだから、問診を省略したりすると絶対アウトです。ピリン系ショックは全部死亡事故で神経麻痺も多いです。三カ月前に、厚生省に医道審議会というのが開かれました。刑事事件

で有罪になった医師について厚生省が更に行政処分を行う必要があるかないかを検討するのです。その中の事件に「問診ミス」がある。患者が転院した時の添書に「この人はピリン系アレルギーがあるから要注意」と書いてあったのに予診をとった人がよく読まずにカルテに記載し損い、投与したピリン剤でショック死した。この医師は問診不全で民事責任のほか、刑事で業務上過失致死罪で罪金刑となり、さらに行政処分で「医師免許停止二週間」となりました。内科小児科は勿論必要で、むしろ外科系の方々が問診票を軽視しているようで恐しくなります。

### 吉岡弥生賞を受賞して

関 敦子

このたび日本女医会より光荣ある吉岡弥生賞(一九七七年度)をいただきましたことは、私の生涯にとってもっとも記念すべきことであり、この受賞はひとえに母校三神美和名誉教授を始めとする諸先生のあたたかいお励ましと、私が母校卒業後直接研究の御指導をいただいた東大第三内科中重雄名誉教授、中尾喜久前教授(現自治医科大学長)と小坂樹徳教授の御薫陶のたまものによるものと深く感謝しております。かえりみると、私は昭和二十九年

東京女子医大を卒業後、期するところがあり、当時神経内分泌学の権威であられた沖中先生をお慕いして、東京大学中内科(現在第三内科)に入局することになり、爾来神経内科学の臨床を勉強するかたわら、自律神経の研究に興味をもって今日におよんだのであります。今回の受賞の対象となりましたのは、従来より研究しておりました消化管の自律神経支配について更に近年急速な進歩をみている消化管ホルモンに関する研究を行い、消化液

最近非常に悪性腫瘍の診断についての紛争が増えてきた。いついつみてもらってどうもないと言われたのに半年たったら癌で死んだと最初にみた医師を訴えるのが多い。その時の検査結果と次回来院について指導した内容をカルテに記入しておくことが大事。

死亡事故は出来るだけ解剖を行うべきで、監察医務院制度のある処はそこで行政解剖をたのむ(警察に連絡)。病理解剖は強制力がないので強く説得の要あり。時間が来たのでこれをもって終ります。



分泌における自律神経と消化管ホルモンの協働というテーマで、昭和五十年度ベルツ賞を協同研究者である東大第三内科松尾裕講師とともにいただいたものであります。

消化管分泌は極めて古い歴史をもち、とくに一八〇〇年代の末から一九〇〇年の始めにかけてPavlovによる唾液腺および胃液分泌に関する消化腺の分泌に関する研究は、生体

における神経性調節機構に発展し、一方BavissとStarlingによる十二指腸粘膜からのセクレチンの発見は、ホルモンという名のもとに生体における体液性調節機構の研究の端緒になったのであります。このように生体の二大調節機構の原理が生まれた事の研究課題がそれぞれ消化管の内分泌機能と内分泌機能の研究にあつたということはまことに興味深い歴史的事実であります。しかし、このPavlov, Baviss, Starling以後消化管分泌に関する研究は、解剖学者、生理学者や消化器病学者の興味の対象から遠ざかっていたのであります。今日二十世紀後半に登場した電子顕微鏡、カラムクロマトグラフィによるペプタイトの精製あるいはアイソトープによるホルモンの微量定量、蛍光抗体法等の進歩は消化管分泌に関する研究に新しい研究手段を与えてくれたのであります。そしてこれにより消化器病学や解剖学また内分泌学に新しい知見を加えると共に、生命のしくみという大きな問題を解明する一つの手がかりとなる可能性があります。私共は、幸運にもこのような新しい時代の到来にめぐりあつたのであります。したがって、私どもにとつてこの消化管分泌に関する研究は実に楽しいものであり、いきがいというものを感ぜさせてくれたのであります。私は今回の授賞を大きな励みとして今後ともこの研究に精進していききたいと思っております。



というお方で、種々教えられました。体験は大切だなあと思いました。この節は、人様のお世話も大変な事でございます。当地の女医様方は、女医だけの会は必要ない、忙しくて出席する暇もない、何の利益にもならない、従って協力は出来ない、会費も出せない、等々の雑音が私の耳に、何んとなく入っております。勿論僻地ですから交通の便も悪く、時間がかかり集まり難い点もありますが、運営の貧しさ、支部長の人柄も関係がございませう。会は会員で運営されな

### Circular Letter No. 47

June 29, 1977

国際連絡書記 佐野アヤ子(訳)

国際女医学会幹部会議は六月六〜九日の間、ウインにおいて開催され、中央アジア副会長、Dr. Chinatamby は欠席。Dr. Hellstedt 及び Holmstrom も病気のため欠席、会議の結果は次の様である。

(1) 第十六回国際女医学会 Berlin 会議  
Papers Dr. Heuser 組織委員長 及び Dr. Stoltz 学術委員長が 80 papers 全部を受け入れ、各国の Authors にそのむねを伝えてほしい。 Abstracts:  
一九七七年八月迄に国際女医学会本部に英語またはフランス語で提出

ければと思うのは、責任のがれというものでしょうか。こんなよい会ですからという会にしたいと思いが、集会の通知を出す時になると、憂うつになります。中央でも、新しい方々に、女医学会の目的をかがげ、宣伝指導をなさって頂く方法はないものでしょうか。

この支部会は、支部長を交替して、新しい会員を誘い、新しく盛り上げるのが、目下の急務でございます。よろしく御指導頂きたいものでございます。

する事、一五〇〜二〇〇字以内。タイプの必要はあるが紙は指定せぬ。

全文:  
来年初めにドイツに直接提出すること。時間及びプログラムについては Author に直接連絡すること。 Preliminary Program 及び Registration Form は数カ月後に送ります。

(2) 一九七八〜一九八〇年度の国際女医学会幹部の候補者の推薦を八月末迄に望む、まだ十五カ国からしか出ていません。

(3) ベルリン会議の決議案

国際女医学会総会において二つの Group の決議案が提出される。

(a) 国際女医学会政策決議案  
(b) 学術会議の結論としての決議案。

(4) M. W. I.A. Book Project  
北アメリカ副会長 Dr. Buerk の出されたアメリカの発行会社の Offer を国際女医学会幹部が受け入れ、会長及び名誉書記が Contract にサインをした。この女医先駆者の本は "Women Physicians of the World" として印刷になり、Berlin 会議迄に出来る予定です。

(5) 第十七回国際女医学会(一九八〇年) Dr. Pirnia, 中近東副会長は Tehran, Iran で、第十七回国際女医学会が行われる事について、準備が始まったと報告されました。第十八回国際女医学会(一九八二年) 招待状は Mexico 及び英国から来ています。他の女医学会も招待状を出される様、Topics の提案も望む。

(7) 国際女医学会分科会及び各国の総会。

(a) メキシコ女医学会の第二回目の総会は Guanajuato, Mexico に於いて一九七七年十月十四日〜十六日に、行われます。

(b) インド女医学会は第二回アジア家族計画会議を Calcutta, India で一九七七年十一月六日〜九日に、行われます。インド女医学会の "Platinum Jubilee" 七十五周年記念でもある。是非ご参加下さい。希望者は連絡書記迄。

(c) イタリア女医学会総会は Bologna, Italy にて一九七七年十一月十九日〜二十日に行われます。

(d) Berlin 会議の前にイスラエル女医学会が Pre-Congress Meeting をエルサレムで一九七八

年八月十三日〜十九日に開催します。

(8) Regionalization 国際女医学会の地域について。  
長い時間をかけて討議したが結論にいたらず、次の幹部会において討議を続ける。

Martha Kyrle, M.D.  
Honorary Secretary

Dr. Leone Hellstedt が七月二日にこの世を去った悲しい知らせは皆様御存じでしょうが、彼女の思い出のため一言述べたいと思います。

Dr. Hellstedt は気品のあふれた暖かい人柄で魅力的な人でした。我々の国際女医学会のために献身的に働き、永遠に忘れる事の出来ない友でした。

Dr. Hellstedt は一九七〇〜一九七二年の間、国際女医学会長で、計画委員を始められ、その委員長として、女医の自伝、を企画する事も彼女の "Idea" であった。彼女が亡くなる直前、日本の寄付のお陰でこの本の発行契約が署名され、一九七八年のベルリン会議迄に出来る予定となりました。

Theime 国際会長は Buerk 北アメリカ副会長を計画委員長として命ぜられ、この本の発行の交渉は全部なされる事、各国の女医学会もこの本の販売を促進する様、国際女医学会と共に Leone Hellstedt の記念のため "his" 計画を成功させたいと思います。

第十六回国際女医学会 Preliminary Program は印刷中であるが、登録用紙と共に三週間位で到着するでしょう。学術会議は興味深い Paper が九〇集まっております。Abstract の締切は八月でしたが、なるべく早く本部に送って下さい。全文は来年初めにドイツに送ること。

一九七八〜一九八〇年の役員選挙に推薦されている名前は長くなりますから省略します。

一九八二年の第十八回国際女医学会への招待状は India, Mexico 及び

### Circular Letter No. 48

Sept. 5, 1977

国際連絡書記 佐野アヤ子(訳)

Dr. Leone Hellstedt が七月二日にこの世を去った悲しい知らせは皆様御存じでしょうが、彼女の思い出のため一言述べたいと思います。

Dr. Hellstedt は気品のあふれた暖かい人柄で魅力的な人でした。我々の国際女医学会のために献身的に働き、永遠に忘れる事の出来ない友でした。

Dr. Hellstedt は一九七〇〜一九七二年の間、国際女医学会長で、計画委員を始められ、その委員長として、女医の自伝、を企画する事も彼女の "Idea" であった。彼女が亡くなる直前、日本の寄付のお陰でこの本の発行契約が署名され、一九七八年のベルリン会議迄に出来る予定となりました。

Theime 国際会長は Buerk 北アメリカ副会長を計画委員長として命ぜられ、この本の発行の交渉は全部なされる事、各国の女医学会もこの本の販売を促進する様、国際女医学会と共に Leone Hellstedt の記念のため "his" 計画を成功させたいと思います。

第十六回国際女医学会 Preliminary Program は印刷中であるが、登録用紙と共に三週間位で到着するでしょう。学術会議は興味深い Paper が九〇集まっております。Abstract の締切は八月でしたが、なるべく早く本部に送って下さい。全文は来年初めにドイツに送ること。

一九七八〜一九八〇年の役員選挙に推薦されている名前は長くなりますから省略します。

一九八二年の第十八回国際女医学会への招待状は India, Mexico 及び



口から来ています。

Canadaは一九八四の第十九回国際女医会を招待す。一九八二年のTopicにも提出して下さい。

前Circularに記載してない各国女医会の総会又は分科会の案内。

本年九月二十一日―二十五日、第十五回ドイツ女医会会議

Topic: 医学的方面から考察する運動に於ける女性。

Venue: Malente, Schleswig-Holstein  
Germany

### 国際女医会第十六回国際会議について

国際連絡書記 佐野アヤ子

昭和五十一年八月の第十五回国際女医会東京大会は皆様のお陰で無事終了致しました。

第十六回国際女医会会議はベルリンにおいて昭和五十三年八月二十七日より九月二日迄開催されます。

テーマはMass & Medicine (報道機関及び医療) について討議されます。全世界から80の論文が寄せられ、全部採用されております。日本からは二題提出されております。

#### 国際女医会の日程案

- 8月27日: 登録、ベルリン市内観光、親睦パーティー
- 8月28日: 開会式、学術プログラム

十一月三十一―十二月四日、アメリカ女医会総会

Venue: Denver Colorado  
Information: AMWA, 1740 Broadway

New York, N.Y. 10019

各国の会長及国際連絡書記の変わった名前(省略)

Dr. Alice Chenoweth, Public Relations及びPublicity Committeeの委員長の手紙も同封されています。

(省略) Martha Kyrle  
Honorary Secretary

8月29日: 学術プログラム、総会、パブにて懇談会

8月30日: 各種ツアー(1)ハンブルグとリュールベック

(2)ライン川舟遊び(3)ニュールンベルグ(4)ポツダム

8月31日: 学術プログラム(病院訪問) 総会、オペラとフィルハーモニーの夕べ

9月1日: 学術プログラム、閉会式、晩餐会

9月2日: 会議後ツアー、東ベルリンツアー、お別れ舟遊び

今回も従来の通り会員の皆様方のために旅行団を計画しております。

コース及び取扱旅行会社を左記の通りご案内致します。

Aコース(ウイーンコース) 十五日間

昭和五十三年八月二十四日―九月七日  
費用、約五十七万三千円

パリ二泊、ベルリン六泊、ウイーン二泊、ロンドン二泊

Bコース(ワイヨルドコース) 十五日間

昭和五十三年八月二十四日―九月七日  
費用、約六十一万五千円

パリ二泊、ベルリン六泊、ベルゲン一泊、ワイヨルドツアー二泊、オスロー一泊

Cコース(ベニスのゴンドラとアルプス特急のコース) 十八日間

昭和五十三年八月二十四日―九月十日  
費用、約六十五万八千円

パリ二泊、ベルリン六泊、ミラノ(ベニス)二泊、ルツェルン二泊、ロンドン二泊

取扱旅行会社: ㈱阪急交通社内幸町営業所

中村グループ

☎〇三―五〇〇―一五九一三 (係: 佐野アヤ子国際連絡書記)

Dコース(主要都市訪問コース) 十五日間

昭和五十三年八月二十五日―九月八日  
費用、約五十六万円

ベルリン七泊、ローマ二泊、パリ二泊、ロンドン一泊

Eコース(スペインアンダルシア地方訪問コース) 十五日間

昭和五十三年八月二十五日―九月八日  
費用、約五十五万円

ベルリン七泊、マラガ一泊、グラナダ二泊、マドリッド二泊

Fコース(東欧コース) 二十日間

昭和五十三年八月十六日―九月四日  
費用、約七十一万円

アテネ二泊、ソフィア二泊、トゥルノーヴォ一泊、ドブロウニク二泊、ブダペスト一泊、プラハ二泊、ベルリン六泊、コペンハーゲン一泊

取扱旅行会社: ㈱日本交通公社

日本橋海外旅行センター

安藤グループ

☎〇三―二七四―六八一七―九 (係: 山崎倫子日本女医会副会長)

以上いづれのコースにも会議出席中の小旅行を計画していますが、登録費、小旅行参加費、会議中の昼、夕食代は右の費用には含まれていません。

○旅行条件

一、ホテルは各地一級ホテルを利用します。

二、費用は、各コース共二十五名以上の参加と昭和五十二年九月十五日現在有効の運賃で起算したもので、出発までに航空運賃の改訂、旅程、条件、内容等の変更、参加人員の減員などのある場合は費用に変更があります。

○申込締切日、申込先

昭和五十二年十二月末日、各旅行会社

○申込金、旅行費用の支払い

今回は取扱旅行会社に指定日までにお支払い下さい。

日本女医会は一切費用の収受は致しません。

以上

パールデザインナー

池部洋子氏のプロフィール

池部洋子という名前を知っている人は日本女医学会の中にも少なからずおられる。けれどもそれはそのい

になって行った彼女の変身?に大いに興味を持ち、同時に彼女の何とも

訪づれた。というのも目下国際女医学会基金委員長をしている佐野アヤ子

いものがよぎった。彼女は北海道から九州まで数多くのファン、特に女医や医師夫人達が

欠席者(敬称略) 三神、森川、佐藤、野呂、平瀬、福島、山口、白浜

の会員ではない。どうして!? とくるのが当然であろう。物好きな人もい

開催された折も彼女は人知れぬ貢献をしてくれた。椿山荘における彼女の

ともあれ、そういういきさつがあつて、中にはまことに押しつけがま

私と思う。昨今とみに人心荒廃し、自分さえよければ、というような風

5・4 評議員会と第二十二回定時総会の通知を発送。

先ごろ日本女医学会長三神美和先生から感謝状が出されたのを機に彼女

折だから彼女の作品を見て頂けたらと声を掛け、Drモラーニ、Drテイ

この場を借りて謹んでお礼を申し上げる。しかしながら私どもの協力く

以上

5・22 評議員会および定時総会を京都で開催。

頃私は大阪府女医学会を預っていたし府医師会とのつながりも深い状態に

は満足気であった。彼女はこと女医会に関する限り決して目立つた行動

パーティが終った時点で彼女が寄付金百万円をいい出したときにはさ

理事会議事録

6・4 国際女医学会第十五回国際会議の報告書を発送

- 哲翁たまよ(長崎) 52・6
- 高山たかを(山梨) 52・5・6
- 入会々員十一名(敬称略)
- 北川和子(石川) 山本富美子
- (神奈川) 杉山和(秋田) 高橋和子
- (秋田) 上村るみ子(徳島) 三田尾典子(広島) 森勢伊(福岡) 船越泰子(福岡) 浜口礼子(兵庫) 田中栄(神奈川) 兼田紀美子(青森)
- ・自然退会復活者(敬称略)
- 高尾 茜(福岡)
- ・退会々員二十三名(敬称略)
- 小塩芳子(愛知) 都築節子(高知)
- 藤田紀子(高知) 長谷川祥子(渋谷)
- 佐藤笑子(神奈川) 宮尾さつき(高知) 山辺千恵子(徳島) 森秀子(兵庫) 高原芳子(長崎) 坂元八千代(杉並) 加藤薫子(愛知) 山田美穂(大田) 和仁千鶴(岐阜) 田村延子(高知) 村中美智子(富山) 黒田薫(兵庫) 三福君子(高知) 川島英世子(神奈川) 豊千代子(大阪6)
- 安本よし子(兵庫) 五十嵐みさを(兵庫) 本間請子(千代田) 松橋節子(愛知)
- ・映画「太陽は泣かない」海外普及委員会より寄付金の礼状あり
- ・山口県支部長を保田正子先生に変更。
- ・故安澄静枝先生ご遺族より香典の礼状あり
- ・故村松清江先生ご遺族より七七忌供養の志あり
- ・日中友好婦人の翼第一次訪中団報告書十部受領

・日本文化協会光のプレゼント運動委員会より寄付金の依頼あり、昨年同様一百万円の寄付決定。

・寄贈本

・医事情報クリッピング、ILO時報、婦人展望

・日本婦人問題会議議事録、クリニックマネジメント  
平和を求めて、カトリッククラブ、せろん

会計報告

守安常任理事

・四月、五月分別紙のとおり承認  
・慶弔費の慶事についての質問あり、慶は新入会員に対して記念品を贈ったものとの説明あり、

議題

一、定款改正について  
(a) 定款委員会を作る件  
アンケート総数三九〇四通出し改正不要二〇〇通、要一九〇通、未解答三四九六通の結果であったが定款(細則を含む)を検討する意味で委員会を作る案

全員賛成決定  
(b) 定款を検討する委員会のメンバーと員数  
会長、副会長(一名) 理事および理事以外を半数ずつとして二十一名位で発足の案に対し種々討議されたが九月の理事会までに再考することに決定。

二、事業計画について  
(a) 奨学助成金等の申請の書式の検討

文書を事業部に一任することに決定  
(b) ルーペンゲンについて  
サマーセールは例年通り行ない新製品その他についてのバックマージンは契約通り行われる様交渉すること。

(c) 前進座の件  
日本女医会と前進座との契約取交、今回は日本女医会の忘年会ということ各支部長に勧誘状を出すことに決定。

三、国際女医会第十六回国際会議(参加計画について)  
(a) 国際女医会報告 佐野連絡書記  
・六月十日付で会計士 Dr. Holmstromより一万ドルの領収書と礼状を受領。  
・国際女医会役員の病氣見舞の手紙発送  
・六月一日〜四日スエーデンで行われた国際女医会役員会へ募金委員長として報告書を提出。  
・女医の先駆者の自伝の発行はアメリカの McGraw-Hill 社に決定、一冊十二ドルが二十四ドルになり前に買った人は差額を支払うことになったので一〇〇冊を日本女医会へ寄付する件は種々の意見が出て否認されたが、本の中に寄与したことを記入する件は承認された。

山崎副会長より寄贈一〇〇冊にはこだわらないが各同窓会の大学へ寄贈可能な冊数は必要との

発言あり。

・インドの家族会議の分科会が本年十一月六日〜九日カルカッタで行われる。プログラムや登録は国際連絡書記まで申し出ること。

・来年八月十三日〜十九日イスラエル分科会があるがベルリン会議(八月二十七日〜九月二日)の期日との間隔がありすぎるが、なるべく参加願いたいとのすめがあった。

(b) 参加旅行について  
種々討議の結果左記の意見がでた。

① 日本女医会には金銭の取扱いには関与せず。

② 自由に参加、しかし国際連絡書記が会議に参加者を登録し会議中諸事処理および行動を把握出来るようにする。

③ 会議にどうしても参加してほしい方がある場合は改めて検討しその方に対しては団体賃金の往復旅費と会議中の滞在費のみを会議終了後に支払うこととする。

④ 九月の理事会までに旅行社、例えば日本交通公社、阪急の二社またはグイヤモンド社の三社その他の社およびコースを推薦提出して会議にのせることに決定。

四、その他  
・ 渉外部  
・ 婦人団体の参加について

出来るだけ参加し啓蒙の意味で会誌にのせ会員に知らせる。  
・ 学術部  
・ 入会の勧誘について  
・ 学位取得者に定款等を同封して勧誘してはとの意見あり、機会あることにすることの追加意見あり、  
・ 事業部  
・ 本部移管準備委員会で検討の結果  
・ 南新宿の物件は中止となり、将来日本女医会館建設の案と東洋信販の物件に関する案があるが適当なものがある場合は委員会に報告するように要請あり、  
・ 広報部  
・ 現在七十一号発行の準備中  
・ 年に一月、四月、七月、十月、と四回会誌を発行しているが順調との報告。  
その他  
・ 年末年始海外旅行後援について  
・ 日通航空より申込みあり、バックマージンは、一人一万円、なお会誌に広告をのせる場合も金額を決め広告料を戴くこと。  
・ 事務員の夏季手当  
一、九カ月分とする。  
・ 至誠会事務所および管理人に御中元五千円を決定  
・ 議事録の訂正  
四月二十三日理事会議事録議題二のA、大蔵省より「」の中を官報第十五号により許可され

た免税措置により集めた寄付を寄付者に返還せねば……と訂正することの指摘が福永理事よりあり、訂正

池部洋子氏より国際女医学会基金として一〇〇万円の寄付あり寄付者に対して三神会長からの礼状をとの要請あり

以上 竹内静香

### 常任理事会議事録

日時 昭和五十二年七月二十三日  
(午後三時三十分～六時)

場所 至誠会館四階会議室

出席者 (敬称略)

三神、小侯、久保田、中川、野沢

福永、丸山、森川、柳瀬

欠席者 (敬称略)

川那部、山崎、稲葉、松岡、守安

・会長あいさつ

・国際女医学会第十六回国際会議参加について日本交通公社安藤正行氏よりA、B、C三コースの概要の説明を受ける。

庶務報告 久保田常任理事

6・14 昭和五十一年納入会費一件につき一〇〇円を支

部運営基金として各支部に送金。

6・25 常任理事会、理事会を

7・7 理事、支部長に前進座

観劇会のおしらせを発

行。

行。

行。

行。

11 学位取得者で当会未加入者に入会勧誘状を発送。

・会員物故者 (敬称略)

青木せい (千葉)

笠井ます子 (長野)

土倉 恒 (岡山)

・退会々員 (敬称略)

田村 米子 (神奈川)

以上 久保田くら

### 日本女医学会年金制度ご加入の おすめ

日本女医学会年金は、日本女医学会が、会員のみなさまの老後の生活を豊かで安定したものにするために実施しているもので、社会的にも大きな意義を持つ年金制度です。

この制度の最大の特長は、ご加入者の掛金が複利運用によって有利にふやされますので、低い掛金で多額の給付を受けられるというところにあります。したがって、老令年金、遺族年金、脱退一時金、弔慰金など、どれをとってもほかの年金制度より有利です。

なお、発足当時と社会状況も大きく変動しておりますので、すでにご加入いたゞいております先生も、ぜひ増額して下さいようお願いいたします。

年金委員会

### 吉岡弥生賞候補者

推せんについて

昭和53年吉岡弥生賞授賞の資格者を本会理事または支部長宛にご推せん下さるようお願い致します。

締め切り期日は本年末日迄に願います。

なお次の書類を添えご推せんをお願い致します。

一、自筆履歴書 (写真添付)

二、業績

イ 医学に貢献した現会員

ロ 社会に貢献した現会員

三、推せん理由

学術部

ルーベンタン・年末年始セール期間

十二月一日～一月十五日

### 日本女医学会の忘年会に 御協力下さい。

御協力下さい。

事業部

新橋演舞場の12月興行が前進座の「花神」(中村梅之助・十朱幸代)と決まりました時点で、女医の草分けのシーボルトの娘おいねも登場しますし、テレビの放映で評判もよいということから、事業部では12月18日

### 編集後記

(日)夜の部の一等席(一〇二)を総見して、日本女医学会の大忘年会を催し、会員の親睦をはかると共に収益(百万以上)もあげたいという計画を立てました。幕間には会長の挨拶も行われることになっていました。

どうぞ忘年会・懇親会など年末にございます各種の会合にご利用下さって、事業部の企画いたしました会員親睦の催しを成功させて下さいませよう、重ねてお願い申し上げます。

本部にお申込下さいますとお申込順に良いお席からおとりしております。

◎今年の天候はまことに不規則なままに台風も過ぎ、ようやくあちこちの紅葉の便りが届く好季になりました。狂ったような生活のリズムもせめて秋の夜長のひとときを心静かに過ごしたいものです。

◎有珠岳の爆発で一時は廃虚と化した洞爺湖周辺も少しずつ元気を取り戻している由、病院や診療所も灰だらけで仕事にならない会員もいらつしやると聞きます。如何お過ごしでしょうか。

◎今年の10大ニュースのトップ間違いなしと思われる例のハイジャック事件も日本はおろか世界中が固唾をのんで見守った一週間、でもともかく「人命尊重」の筋だけは通りました。ある週刊誌によると現代日本人は「モ

ラトリウム人間」の集会であり、日本国は「モラトリウム国家」と称するのだそうです。それにしても近頃は安易に海外に行けるのが痛しやゆしともいえそうですね。

◎目下広報部はどうすれば会員諸姉と遊離しないでより交流を深めることが出来るかと、いろいろ努力しています。支部だよりはその中のヒットとまで行かずとも地方の会員諸姉の動向とか、執行部に対するお叱りやら御希望やらを素直に発表して頂いている点で大変画期的なことと思っております。少し時間がかかるでしょうが皆様のご要望に一步步近づいて行きますよう私共も頑張りませう。何卒今後とも貴重なご意見、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。(橋本記)

### 前号の訂正とお詫び

七十一号理事会議事録中の議題二、その他(品川支部長より品川と蒲田とあるのを品川と荏原に訂正しおわびいたします。

昭和五十二年十月二十日印刷  
昭和五十二年十月二十五日発行  
編集人 丸山 英実  
発行人 日本女医学会  
発行所 東京都新宿区市ヶ谷河田町19  
社団法人 日本女医学会  
印刷所 東京都文京区本駒込一七十五  
株式会社北斗社